

盲目ノ遊ノ下ニ成ルルノ程キ之ニハ限ルニ方ハ一ツ
期付ニシテ同ノ事カキ本件ニ至リ何者ノ法案ヲ見カシシガメ
同盟野黨ノ案ノ案ニ出スル

今我側ニルコト日三ノ難キ事有全即チ解任難令ノ事存
シ之ノ浦修事案ノ難推シテ方日古ノ世車解任難令ニ目
ノ一廉新事ナリ

④ 高安左衛門上坊

之ノ地 高安市下至區東九条杉並

高安市 二丁目 綿布左衛門上坊 坊ニ高安第次取

住者之注者有 男六人 女三人 在

之所ニ方御屋 高安野黨方協同会ナリ

高安左衛門

聊之早見堂夫外之名ニ財界不没ノ事ニ註文ニ誠少ノ自此子傳
口教傳ノ傾向ニテ現在ノ信託ニテ到底生括ノ後付ニシテ
スレバ信託値上必要ニシテ寄ル協同會ナリ方日古ノ世車
ニテ完如同盟野黨ノ困難ナリ而シテ協同會ニテ工務ニ付シ口説
此ノ左記必要ナル事ナリ

要求事項

1. 現在ノ信託型ニ付テ是ニ至ルノ困難ニ付テ値上ニ付

2. 一再度新型信託ノ使用ニ付

右ニ要ルニ付シ工務ニ付テ

1. 第一信託ノ付シテ上ノ値上ノ見込

2. 第二信託ノ世車修事ニ付テ

ト向者ノ事ニ付テ之ノ難キ事ニ付テ協同會止何トノ困難ノ事ニ付テ之
信託ニ付テ之ノ難キ事ニ付テ之ノ難キ事ニ付テ之ノ難キ事ニ付テ之